

令和7年度点検

内部質保証に関する自己点検・評価

令和7年6月

室蘭工業大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
領域1	教育研究上の基本組織に関する基準	3
領域2	内部質保証に関する基準	7
領域3	財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	18
領域4	施設及び設備並びに学生支援に関する基準	25
領域5	学生の受入に関する基準	30
領域6	教育課程と学習成果に関する基準	34
	基準の判断 総括表	34
	理工学部	35
	工学研究科	39

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

(1) 大学名 室蘭工業大学

(2) 所在地 北海道室蘭市水元町27番1号

(3) 教育研究上の基本組織

学士課程	理工学部
大学院課程	工学研究科

(4) 学生数及び教員数（令和7年5月1日現在）

学生数	学部2,753人、大学院558人
教員数	専任教員数：166人、助手数：0人

2 大学等の目的

室蘭工業大学は、大学の目的を「高い知性と豊かな教養を備えた有能な人物を養成するとともに、高度の工業的知識及び技術の教授並びに学術の研究を為すること」（学則第1条）、大学院の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」（大学院学則第1条）と定め、科学文化の向上発展並びに産業の興隆に寄与し、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命としている。

また、本学の理念及び教育、研究、社会・国際貢献、運営の目標として「理念と目標－創造的な科学技術で夢をかたちに－」を定め、さらに、教育については「学部の教育目標」、「大学院博士前期課程の教育目標」及び「大学院博士後期課程の教育目標」をそれぞれ定めている。

3 特徴

本学は、室蘭工業専門学校と北海道大学附属土木専門部を編成校とし、昭和24年(1949)5月に設置された新制大学である。室蘭工業専門学校の前身である室蘭高等工業学校は昭和14年5月の設置、一方、北海道大学附属土木専門部の前身は、明治20年(1887)3月に設置された札幌農学校工学科で、本学の起源は、そこにまで遡ることができる。当初、電気・工業化学・鉱山・土木の4学科でスタートし、その後幾多の拡充・改組を行い、現在、理工学部2学科、大学院工学研究科博士前期課程3専攻、同博士後期課程1専攻で構成している。

また、本学は「理念と目標－創造的な科学技術で夢をかたちに－」を実現すべく、総合的な理工学教育を行い、未来をひらく科学技術者を育てるとともに、人間・社会・自然との調和を考えた創造的な科学技術研究を展開し、地域社会さらには国際社会における知の拠点として豊かで持続可能な社会の発展に貢献することをミッション・ビジョンとして掲げている。さらにこのミッション・ビジョンの実現に向けて、「確かな研究力をベースとした教育力」で、北海道を「世界水準の価値創造の場」へと導く大学を目指す。

本学は、2019年4月、工学部から理工学部へと大きく進化した。学士課程では、ものごとの本質をつかみ、探究心を養うべく理工学教育を全学的に充実させ、さらにSociety 5.0に対応するICTやAIの本質を理解して使いこなし、北海道の世界水準のものづくり・価値づくりに貢献できる科学技術者を育てる。大学院博士前期課程では、専門と情報技術知識の深化・融合と課題解決能力の涵養を重点とした教育を行い、高度な科学技術者を育成する。大学院博士後期課程においては、多様な社会ニーズを踏まえ産業界等でも活躍できる国際性豊かな「イノベーション博士人材」育成の役割を果たす。これらを通して、地域社会にそして世界に貢献できる理工系人材の育成を第一の使命とする。

第二の使命は、確かな研究力をもって科学技術の知の創造をめざし、関連する学術研究を推進することである。本学は「夢」を描き「かたち」にする北海道MONOづくりビジョン2060を策定し、北海道を世界水準の価値創造空間とするための目標を示し、その実現に向けスタートした。航空宇宙機システム、希土類材料、コンピュータ科学に関する研究をはじめとして、本学の特色、強みを活かしたものづくり産業や理工学の諸分野での世界水準の学術研究を推進し、国内外の大学等の研究者との連携・協働により、研究を発展させていく。

第三の使命は、確かな研究力をベースとして、地域社会との共創を実現して行くことである。多分野にわたる教育と研究に関する産学官金の連携を進展させ、地域の価値づくりに貢献できる理工系人材の育成と輩出そして課題解決のための知の拠点となる。さらに、地域の社会人・学び直し教育や小・中・高校生の啓発的・実践的理科教育にも貢献することにより、教育と研究の両輪により北海道地域の中核的拠点として、地域の持続可能な活性化を促進し、北海道を世界水準の価値創造の場に導く。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書		
	・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組1-1-A] 令和5年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）に採択され、大学院工学研究科（博士前期課程）情報電子工学系専攻に共創情報学コースを新設し、定員増を図った。共創情報学コースは、データサイエンス、AI、コンピュータ科学などの「情報基幹科目」、他機関とも連携した「PBL・社会連携科目」、理工学専門科目において具体的に情報をを用いて学ぶ「情報×専門科目」、及び「専攻共通科目」の体系的なカリキュラムを編成する。ここでは、情報学の専門知識の修得に加え、他分野の科目を履修することで応用範囲を広げ、さらに企業や他大学と連携したPBLにより、実社会での多様な課題に対する解決能力を養うことで、ビッグデータやAIを実社会の様々な分野で応用できるデータ駆動型課題解決人材の育成を目指している。	1-1-A-01 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に関する支援（事業概要）		
	1-1-A-02 室工大ニュース（大学・高専機能強化支援事業選定）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式1		
	※基幹教員制度を導入している場合		
	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
[活動取組1-2-A] 教員の適切な年代構成の実現及びダイバーシティ推進等の観点から、人事に関する基本方針を設定し、年代構成割合の目標を定めるとともに、若手、女性、外国人、企業出身等の教員比率の向上を目指すこととしている。	1-2-A-01 人事に関する基本方針		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 組織規則	第16条	
	1-3-1-02 室蘭工業大学学則	第2条	
	1-3-1-03 大学院学則	第2条、第4条	
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 組織規則		再掲
	1-3-1-04 領域規則	第3条	
	1-3-1-05 領域長規則	第2条	
	1-3-1-06 学科長に関する規則	第3条	
	1-3-1-07 大学院工学研究科博士前期課程専攻長に関する規則	第2条	
	1-3-1-08 大学院工学研究科博士後期課程専攻長に関する規則	第2条	
	1-3-1-09 学科のコース長に関する規則	第3条	
	1-3-1-10 大学院博士前期課程専攻のコース長に関する規則	第3条	
	1-3-1-11 大学院博士後期課程専攻のコース長に関する規則	第3条	
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-12 役職者の名簿		
	1-3-1-13 コース長等一覧		
	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等の運営規定等		
	1-3-2-01 教授会規則		
	1-3-2-02 大学院工学研究科委員会規則		
	1-3-2-03 教育システム委員会規則		
	1-3-2-04 入学試験委員会規則		
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	1-3-2-05 国際交流委員会規則		
	1-3-2-06 大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議規則		
	1-3-2-07 教授会等の審議事項に関する申し合わせ		
	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・運営規定等		
	1-3-3-01 教育研究評議会規則		
	1-3-2-03 教育システム委員会規則		再掲
	1-3-2-05 国際交流委員会規則		再掲
	1-3-3-02 教育研究評議会の審議事項に係る申し合わせ		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 内部質保証に係る基本方針		
	2-1-1-02 内部質保証に係る自己点検・評価実施要項		
	2-1-1-03 評価分析室規則		
	2-1-1-04 役員会規則		
	2-1-1-05 内部質保証に係る自己点検実施依頼		
	2-1-1-06 自己点検・評価シート（理工学部）様式		
	2-1-1-07 自己点検・評価シート（大学院工学研究科）様式		
	2-1-1-08 自己点検・評価シート（理工学部・大学院工学研究科共通項目）様式		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類		
	1-3-1-01 組織規則		再掲
	1-3-1-02 室蘭工業大学学則	第2条	再掲
	1-3-1-03 大学院学則	第2条	再掲
	1-3-1-06 学科長に関する規則	第3条	再掲
	1-3-1-07 大学院工学研究科博士前期課程専攻長に関する規則	第2条	再掲
	1-3-1-08 大学院工学研究科博士後期課程専攻長に関する規則	第2条	再掲
	2-1-1-01 内部質保証に係る基本方針	II	再掲
	2-1-1-02 内部質保証に係る自己点検・評価実施要項	第4条	再掲
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		

【分析項目2-1-3】 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-3-01 施設アメニティー委員会規則	第2条、第3条、第5条	
	2-1-3-02 情報基盤委員会規則	第2条、第3条、第5条	
	2-1-3-03 図書館委員会規則	第2条、第3条、第5条	
	2-1-3-04 学生サポート委員会規則	第2条、第3条、第5条	
	1-3-2-04 入学試験委員会規則	第2条、第3条、第4条	再掲
	1-3-2-05 国際交流委員会規則	第2条、第3条、第5条	再掲
	1-3-2-03 教育システム委員会規則	第2条、第3条、第5条	再掲
	1-3-2-06 大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議規則	第2条、第3条、第4条、第5条	再掲
	2-1-1-02 内部質保証に係る自己点検・評価実施要項		再掲
【分析項目2-1-4】 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）		
	2-1-4 研究活動等の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-4-01 研究推進室規則		
	2-1-4-02 国立大学法人室蘭工業大学における研究インテグリティの確保に関する規則		
	1-3-2-05 国際交流委員会規則		再掲
	2-1-4-03 地域連携人材育成センター規則		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組2-1-A】 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の採択を受け、伊達市で起こるパイオニアに駆動される多様な展開プロセスに、アカデミアが寄与することで、実社会の中でのアカデミア活躍の場をつくりだし、さらに、伊達市の他の産業や、他地域にも展開することを目指した取組を進めている。	2-1-A-01 内閣府事業「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」に採択されました		
【活動取組2-1-B】 北海道白糠町において、COI-NEXT（育成型）の採択を受け、アイヌの知恵が導く、人々が集い住みたくなる豊かな「食のまち」を共に創る取組を進めている。	2-1-B-01 アシル-トイタによる心と体に響く 新しい食の価値 共創拠点		
【活動取組2-1-C】 専門の鑄造のノウハウを生かし、自らビジネスモデルを構築した「鑄物シンジケート」を設立し、鉄のまち室蘭から製造業を活性化することを目指した取組を進めている。	2-1-C-01 鑄物シンジケート		
【活動取組2-1-D】 北海道厚真町との包括連携協定に基づき、シンポジウムで講演を行うなどの連携を進めている。	2-1-D-01 胆振東部地震から5年 シンポジウムにおいて講演を行いました		
【活動取組2-1-E】 北海道札幌工業高等学校や大樹町との包括連携協定に基づき、北海道札幌工業高等学校や大樹高校での講演や本学での3Dプリンターや鑄造体験などの連携を進めている。	2-1-E-01 北海道札幌工業高等学校での講演と大学訪問を開催しました		
	2-1-E-02 新川高校（札幌市）および大樹高校（大樹町）で出前講義を実施しました		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組2-1-A】 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の採択を受け、伊達市で起こるパイオニアに駆動される多様な展開プロセスに、アカデミアが寄与することで、実社会の中でのアカデミア活躍の場をつくりだし、さらに、伊達市の他の産業や、他地域にも展開することを目指した取組を進めている。 【活動取組2-1-B】 白糠町において、COI-NEXT（育成型）の採択を受け、アイヌの知恵が導く、人々が集い住みたくなる豊かな「食のまち」を共に創る取組を進めている。 【活動取組2-1-C】 専門の鑄造のノウハウを生かし、自らビジネスモデルを構築した「鑄物シンジケート」を設立し、製品開発や品質保証を行うために必要な設備や体制を8年かけて構築しており、技術力の高い鑄物企業を救い、鉄のまち室蘭から製造業を活性化することを目指した取組を進めている。 【活動取組2-1-D】 厚真町との包括連携協定に基づき、本学副学長の木幡行宏教授と、大学院工学研究科の川村志麻教授が、『胆振東部地震から5年シンポジウム「平成30年北海道胆振東部地震」を振り返る、被災からこれまで。』に出席し、講演を行うなどの連携を進めている。 【活動取組2-1-E】 北海道札幌工業高等学校や大樹町との包括連携協定に基づき、北海道札幌工業高等学校や大樹高校での講演や本学での3Dプリンターや鑄造体験などの連携を進めている。			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 内部質保証に係る自己点検・評価実施要項	第6条	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 内部質保証に係る自己点検・評価実施要項 2-2-2-01 教職課程に関する自己点検・評価の実施方針	第6条	再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 内部質保証に係る自己点検・評価実施要項	第5条	再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-2-4-01 R4年度～R9年度大学経営戦略指標に係るアンケートの実施計画		
	2-2-4-02 新入生アンケート実施伺い及び調査票		
	2-2-4-03 在学生アンケート実施伺い及び調査票		
	2-2-4-04 卒業生及び企業アンケート実施伺い及び調査票		
	2-2-4-05 教職員アンケート実施伺い及び調査票		
	2-2-4-06 父母等アンケート実施伺い及び調査票		
	2-1-1-01 内部質保証に係る基本方針	V	再掲
	2-1-1-02 内部質保証に係る自己点検・評価実施要項	第7条	再掲
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 内部質保証に係る基本方針 2-1-1-02 内部質保証に係る自己点検・評価実施要項	VI 第6条	再掲 再掲

【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 内部質保証に係る基本方針		再掲
	2-1-1-02 内部質保証に係る自己点検・評価実施要項	第6条	再掲
【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	2-2-6-01 令和6年度評価分析室実施スケジュール		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 内部質保証に係る基本方針		再掲
	2-1-1-02 内部質保証に係る自己点検・評価実施要項	第6条	再掲
	2-2-6-01 令和6年度評価分析室実施スケジュール		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
	2-3-1-01 博士後期課程工学専攻長等会議資料（令和6年度）		
	2-3-1-02 博士後期課程工学専攻長等会議資料（令和7年度）		
	2-3-1-03 令和6年度第7回企画戦略会議資料（学部卒業率）		
	2-3-1-04 令和7年度第5回企画戦略会議資料（学部卒業率）		
	2-3-1-05 物理・数学スタディサポート室ポスター		
	2-3-1-06 学士課程自己点検・評価結果		
	2-3-1-07 自己点検書の改善を要する点（分属時期）への対応について		
	2-3-1-08 TA出勤簿アプリの登録方法		
	2-3-1-09 令和3年度第6回役員会資料（大学院改革）		
	2-3-1-10 動物実験委員会規則改正		
	2-3-1-11 令和7年度保護者アンケートの見直しについて		
	2-3-1-12 内部統制規則		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	2-3-1-13 室蘭工業大学の内部統制システム		
	2-3-1-14 第4期中期計画	p. 2	
	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 新入生アンケートについて		
	2-3-2-02 教職員アンケートの分析結果について		
	2-3-2-03 卒業生アンケートの実施結果及び活用について		
	2-3-2-04 企業アンケートの実施結果及び活用について		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	2-3-2-05 IRコンソーシアム学生調査の結果及び活用について		
	2-3-2-06 大学における教育内容等改革状況調査結果の分析		
	・該当する報告書等		
	2-3-1-07 自己点検書の改善を要する点（分属時期）への対応について		再掲
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		

【分析項目2-3-4】 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01 JABEE認定証		
	2-3-4-02 R3外部評価報告書（航空コース）		
	2-3-4-03 R4外部評価報告書（数理情報コース）		
	2-3-4-04 今後の第三者評価受審予定		
	2-3-4-05 JABEE認定一覧		
	2-3-4-06 HES登録証		
	2-3-4-07 判定結果通知(ISMS)		
	2-3-4-08 判定結果通知(BCMS)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-3-1】 ・根拠資料2-3-1-03及び2-3-1-03を審議した企画戦略会議は機関別内部質保証体制を構成する組織ではないが、企画戦略会議は大学の運営及び重要な施策に関する事項の検討をする組織であるため、機関別内部質保証体制における検討の前段階として同会議で検討したものとなっている。 ・「学士課程における教育活動状況」（令和6年2月、平成26年6月）については、「内部質保証に係る自己点検・評価実施要項」の枠組とは別に、学部改組等を行った後一定の期間が経過した時期に、その効果等を検証する目的で学士課程の教育活動全般について点検評価しているものである。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組2-3-A】 理工学部創造工学科昼間コースの3コース（建築土木工学コース、機械ロボット工学コース、電気電子工学コース）とシステム理化学科の2コース（物理物質システムコース、化学生物システムコース）については、JABEEプログラムの認定を受けている。 創造工学科昼間コース航空宇宙工学コース、システム理化学科数理情報システムコースについては、外部機関による評価を受審している。	2-3-4-01 JABEE認定証		再掲
	2-3-4-02 R3外部評価報告書（航空コース）		再掲
	2-3-4-03 R4外部評価報告書（数理情報コース）		再掲
	2-3-4-04 今後の第三者評価受審予定		再掲
【活動取組2-3-B】 学内の教育研究環境を快適に保持するために、環境国際基準ISO14001を基本とした北海道環境マネジメントシステムスタンダード（HES、ステップ2）を取得している。	2-3-4-06 HES登録証		再掲
【活動取組2-3-C】 平成27年に世界で初めてISMS/BCMS国際認証を同時取得しており、大学の情報セキュリティレベルおよび情報に関する事業継続性の高さが世界標準にあることが認証されている。令和5年度に定期サーバイランス審査を受審しており、令和6年3月に結果が通知される予定である。	2-3-4-07 判定結果通知(ISMS)		再掲
	2-3-4-08 判定結果通知(BCMS)		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 内部質保証に係る基本方針	IV	再掲
	2-1-1-02 内部質保証に係る自己点検・評価実施要項	第5条	再掲
	1-3-2-02 大学院工学研究科委員会規則		再掲
	1-3-3-01 教育研究評議会規則		再掲
	2-1-1-04 役員会規則		再掲
	2-4-1-01 経営協議会規則		
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-02 令和5年度第1回役員会議事要旨・資料（大学院博士前期課程新コース設置）		
	2-4-1-03 令和5年度第1回大学院工学研究科委員会議事要旨・資料（大学院博士前期課程新コース設置）		
	2-4-1-04 令和5年度第1回教育研究評議会・第2回役員会議事要旨・資料（大学院博士前期課程新コース設置）		
	2-4-1-05 令和5年度第1回経営協議会議事要旨・資料（大学院博士前期課程新コース設置）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-4-1] 根拠資料2-4-1-03から2-4-1-06は、令和6年4月に博士前期課程情報電子工学系専攻共創情報学コースを設置するにあたって法定会議等で審議したもの。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 教員選考委員会規則		
	2-5-1-02 教員選考基準		
	2-5-1-03 人事計画策定から採用・昇任までのフロー		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-04 教員選考委員会資料		
	2-5-1-05 教員個人調書記載例		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	2-5-1-04 教員選考委員会資料		再掲
	2-5-1-05 教員個人調書記載例		再掲
	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01 室蘭工業大学教員評価に関する要項	第5条	
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	2-5-2-02 ASTA2025(概要)	P1、P4、P5	
	2-5-2-03 教員の業績評価システム（ESTA）について		
	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-2-01 室蘭工業大学教員評価に関する要項	第5条、第6条	再掲
	2-5-3-01 年俸制適用職員の給与等に関する実施要項		
	2-5-3-02 旧年俸制適用職員の給与等に関する実施要項		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-02 ASTA2025(概要)	P6、P23	再掲
	2-5-2-03 教員の業績評価システム（ESTA）について	3、5	再掲
	2-5-3-03 年俸制適用職員に係る業績評価実施要項		
	2-5-3-04 旧年俸制適用職員に係る業績評価実施要項		
	2-5-3-05 年俸の改定について（通知）		

	2-5-3-06 教員の業績評価システム（ESTA2022）における優秀教員表彰式を開催しました		
	2-5-3-07 教員の業績評価システム（ESTA2023）における優秀教員表彰式を開催しました		
	2-5-3-08 教員の業績評価システム（ESTA2024）における優秀教員表彰式を開催しました		
	・継続的に研究成果を創出するために必要な措置や処遇等に関する規定がある場合は明文化された規定類		
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） 2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5） 2-5-5 教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧 ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 2-5-5-01 事務組織規程 2-5-5-02 教育関係等事務組織図 ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 2-5-5-03 技術部規則 2-5-5-01 事務組織規程 ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料 ・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料 2-5-5-04 ティーチング・アシスタント取扱要項 2-5-5-05 T・A採用授業科目・時間数一覧（令和6年度）		再掲
[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧 ・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 2-5-6-01 TAの心構え 2-5-6-02 TA研修会開催通知（令和6年度前期）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-5-6] TA研修会については、全員参加するように通知（根拠資料：2-5-6-02）しているが、授業との重複等の理由で参加することができない学生がおり、後日、学務課の窓口にて個別に研修会の内容を説明する対応をしてきた。研修会の参加状況については、R6年度までは厳密なチェックを行っていなかったため、R7年度から、研修会当日の出欠状況の確認を行うこととし、欠席した学生については、オンデマンドでの研修会参加を義務付けることとする。なお、オンデマンド研修会については、資料確認後にアンケートに回答することで、研修会の参加を確認する。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01 R6財務諸表		
	3-1-1-02 R6決算報告書		
	3-1-1-03 R6事業報告書		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-04 監事監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-05 独立監査人による監査報告書		
	・予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
	3-1-2-01 乖離率理由		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-01 組織規則	第7条、第9条、第10条	再掲
	1-3-3-01 教育研究評議会規則		再掲
	2-1-1-04 役員会規則		再掲
	2-4-1-01 経営協議会規則		再掲
	3-2-1-01 企画戦略会議規則		
	3-2-1-02 組織図		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
	1-3-1-12 役職者の名簿		再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
[分析項目3-2-3] 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	3-2-3 研究の実施に関する方針等一覧、研究の支援・推進制度等一覧		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	3-2-3-01 研究奨励費申請手続き		
	3-2-3-02 若手研究者支援パッケージ		
	3-2-3-03 北海道 MONO づくりビジョン2060		
	3-2-3-04 令和6年度競争的資金獲得支援経費募集要領		
	3-2-3-05 令和7年度科学研究費助成事業獲得増に向けた方策		
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
	3-2-3-06 室工大ニュース（中田大将准教授・令和3年度北海道科学技術奨励賞受賞）		
	3-2-3-07 室工大ニュース（神田康晴准教授・令和4年度北海道科学技術奨励賞受賞）		
	3-2-3-08 室工大ニュース（太田香教授・令和5年度北海道科学技術奨励賞受賞）		
	3-2-3-09 室工大ニュース（浅田拓海准教授・令和6年度北海道科学技術奨励賞受賞）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目3-2-3】 「北海道科学技術奨励賞」は、北海道の発展に寄与することが期待される科学技術上の優れた発明や研究を行っている今後の活躍が期待される若手研究者に対し、知事表彰として贈呈されるものである。根拠資料3-2-3-06から3-2-3-09に記載の他、過去にも平成28年度から令和元年度において各年1名ずつが同賞を受賞していることから、本学の教員が優れた研究を行い今後の活躍が期待される若手研究者として認められている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組3-2-A】 「北海道科学技術奨励賞」の他に、北海道知事による表彰として、「北海道科学技術賞」がある。これは科学技術上のすぐれた発明、研究等を行い、北海道産業の振興、道民生活の向上など経済社会の発展振興等に功績のあった者に贈呈されるもので、本学特任教授の板倉賢一が北海道三笠市をフィールドに実証実験を行っている「カーボンニュートラルな水素製造による産炭地域創生モデルの構築」が受賞している。この研究は三笠市に対するふるさと納税の使途の一つとして設定されており、令和3年度には企業から三笠市に対して1億円の寄附実績が得られている。		3-2-A-01 室工大ニュース（板倉賢一特任教授が北海道科学技術賞を受賞しました）	
		3-2-A-02 室工大ニュース（寄附講座「未利用資源エネルギー工学講座」の中間報告会が開催されました）	
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組3-2-Aのとおり、自治体と連携した教員の研究が、ふるさと納税の使途の一つとして設定され、かつ、企業から自治体への寄附につながっており、3-2-3-03_北海道 MONO づくりビジョン2060に示す『ものづくり』から『価値づくり』を具現し、優れた成果を上げている。			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること				
分析項目		分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること		・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
		3-3-1 事務組織一覧		
		・根拠となる規定類		
		2-5-5-01 事務組織規程		再掲
		・管理運営に係る組織の組織図		
[分析項目3-3-2] 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）		3-3-1-01 事務局・監査室組織図		
		・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
		3-3-2 教育の国際化を推進する組織一覧		
		・根拠となる規定類		
		3-3-2-01 室蘭工業大学国際交流センター規則		
		2-5-5-01 事務組織規程	第20条	再掲
		3-3-2-02 2024年度室蘭工業大学外国人留学生状況（2024年度留学生懇談会資料）		
		3-3-2-03 国際交流センターの役割と業務内容		
		3-3-2-04 ムロラン・グローバル・ステージ・チャレンジ奨学生実施要項		
		3-3-2-05 広報誌蘭岳第149号	p. 7	
		3-3-2-06 学生の海外派遣実績		
		2-3-1-14 第4期中期計画	p.3	再掲
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
[分析項目3-3-2] 本学は、第4期中期計画において「日本人学生派遣数を第3期中期目標期間終了時比1.2倍とする」という評価指標を設定し、目標値を61名としている。令和6年度実績では76名（うち日本人学生は75名）となっており、日本人学生派遣数は目標値を超え順調に進捗している。				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
[活動取組3-3-A] ムロラン・グローバル・ステージ・チャレンジ奨学生により海外派遣する学生に対して、本学の基金である「学生等修学支援等事業基金」から渡航費を支援する制度を構築している。なお、令和4年度に支援した学生は、参加した国際会議で学生発表賞を受賞している。		3-3-2-04 ムロラン・グローバル・ステージ・チャレンジ奨学生実施要項	5 支援内容	再掲
		3-3-A-01 大学独自の海外派遣制度実績		
		3-3-A-02 学生等修学支援事業基金要項		
		3-3-A-03 教育・研究振興会決算報告書（令和4年度）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし				
【改善を要する事項】 ・該当なし				

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類		
	1-3-2-03 教育システム委員会規則	第3条	再掲
	3-4-1-01 室蘭工業大学学生サポート委員会規則	第3条	
	3-4-1-02 室蘭工業大学学生総合相談室規則	第4条	
	1-3-2-04 入学試験委員会規則	第3条	再掲
	1-3-2-05 国際交流委員会規則	第3条	再掲
	3-4-1-03 室蘭工業大学放射線安全委員会規則	第3条	
	3-4-1-04 国立大学法人室蘭工業大学の広報に関する規則	第6条	
	3-4-1-05 国立大学法人室蘭工業大学情報基盤委員会規則	第3条	
	3-4-1-06 室蘭工業大学図書館委員会規則	第3条	
	2-1-1-03 評価分析室規則	第3条	再掲
	3-4-1-07 国立大学法人室蘭工業大学IR室規則	第4条	
	3-4-1-08 国立大学法人室蘭工業大学デジタル・キャンパスの推進に関する規則	第6条	
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・監事に関する規定		
	3-5-1-01 監事監査規則		
	・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-1-1-04 監事監査報告書		再掲
	3-5-1-02 監事監査ヒアリング報告書		
	3-5-1-03 監事監査計画		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 監査計画説明書		
	・財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	3-1-1-05 独立監査人による監査報告書		再掲
	・組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	2-5-5-01 事務組織規程	第22条	再掲
	・内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 内部監査規則		
	・監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-02 内部監査計画		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	3-5-3-03 内部監査報告書		
	・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 四者協議議事メモ		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3－6－1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3－6－1） 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式1		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	4-1-3-01 屋外配線（電気設備）		
	4-1-3-02 建物の老朽度、耐震性能及び改修年次計画		
	4-1-3-03 構内セキュリティーMAP		
	4-1-3-04 構内バリアフリーMAP		
	4-1-3-05 施設整備計画（マスタープラン）		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	4-1-4-01 令和6年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-02 学務情報システムについて		
	4-1-4-03 Moodleの利用について		
	4-1-4-04 室蘭工業大学附属図書館概要		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 令和6年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
	4-1-7 研究環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		
	4-1-8 社会からの期待に対応して行う活動一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組4-1-A】 本学の研究成果の事業化支援や、本学と企業との共同研究を促進するため、企業の研究開発室として大学の部屋を有償で貸付する「アライアンスラボ制度」を令和2年6月から開始し、企業との共同研究・連携強化を図っている。令和6年度時点で4社が本学内に研究開発拠点を開設している。	4-1-A-01 アライアンスラボ		
【活動取組4-1-B】 地域に親しまれる大学を目指し、「大学」をより身近に感じていただくこと及び地域の小中学校への学習の機会提供を目的に、小学生、中学生や学校の教員を対象とした、大学の施設見学及び体験学習等を行っている。	4-1-B-01 室蘭市立翔陽中学校		
【活動取組4-1-C】 室蘭工業大学学長杯争奪ロボットサッカーコンテストを開催し、青少年のものづくりや科学技術への関心を高め、創造性の育成を図ることなどを目的として、平成6年度から実施している。	4-1-C-01 第29回(令和5年度)室蘭工業大学学長杯争奪ロボットサッカーコンテストを開催しました		
【活動取組4-1-D】 地域向けものづくり体験教室を実施し、子供たちに理系の面白さともものづくりの楽しさを体感し知ってもらうことを目的として年数回開催している。	4-1-D-01 地域向けものづくり教室を開催しました		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組4-1-B】地域に親しまれる大学を目指し、「大学」をより身近に感じていただくこと及び地域の小中学校への学習の機会提供を目的に、小学生、中学生や学校の教員を対象とした、大学の施設見学及び体験学習等を行っている。 【活動取組4-1-C】ロボットやAIなどのより高度な技術が必要とする産業がさかんになっており、技術立国を標榜する我が国の将来を担う人材育成がより重要になっています。室蘭工業大学学長杯争奪ロボットサッカーコンテストは、青少年のものづくりや科学技術への関心を高め、創造性の育成を図るとともに、室蘭市、登別市、伊達市をはじめとする胆振地域、さらには北海道地方の活性化に資することを目的として、平成6年度から実施している。 【活動取組4-1-D】地域向けものづくり体験教室は、学校の授業と実際のものづくりがどの様に結びつくかなどわかりやすく伝え、子供たちに理系の面白さともものづくりの楽しさを体感し知ってもらうことを目的として平成17年から年数回開催している。			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 保健管理センター規則		
	4-2-1-02 カウンセラー配置状況及び利用案内		
	4-2-1-03 学生総合相談室規則		
	4-2-1-04 全学的支援体制図		
	4-2-1-05 キャリア・サポート・センター規則		
	4-2-1-06 チューター制実施要領		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-07 ハラスメントの防止等に関する規則		
	4-2-1-08 ハラスメント相談体制の周知		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-08 ハラスメント相談体制の周知		再掲
	4-2-1-09 健康相談・カウンセリング等の周知		
	4-2-1-10 学生総合相談室の周知		
	4-2-1-11 就職相談の周知		
	4-2-1-12 チューター制の周知		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
	4-2-2-01 サークル数一覧（令和6年度）		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3-01 For Safety and Well-being2024		
	4-2-3-02 University Response to COVID-19		
	4-2-3-03 Guidelines for the Resident Assistant		
	4-2-3-04 外国人留学生チューターマニュアル		
	4-2-3-05 外国人留学生チューター配置状況（2025年度）		
	4-2-3-06 室蘭工業大学短期留学生（受入れ）支援奨学金要項		
	4-2-3-07 室蘭工業大学私費外国人留学生支援奨学金支給要項		
	4-2-3-08 国際交流関係_大学独自の奨学金制度（令和6年度実績）		

	4-2-3-09 室蘭工業大学国際交流会館及び外国人留学生宿舍運用規程		
	4-2-3-10 留学生宿舍入居状況（令和6年度）		
	4-2-3-11 Resident Assistant業務報告書例2024		
【分析項目4－2－4】 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4－2－4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	4-2-4-01 障がい者支援に係る全学的支援体制図		
	4-2-4-02 国立大学法人室蘭工業大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領		
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類		
	4-2-4-02 国立大学法人室蘭工業大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する役職員対応要領		再掲
	4-2-4-03 障がいのある方への対応マニュアル		
【分析項目4－2－5】 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4－2－5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 大学ホームページ（奨学金）		
	4-2-5-02 国際交流センターホームページ		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 日本学生支援機構奨学生一覧（令和6年度）		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-04 大学独自の奨学金制度（令和6年度実績）		
	4-2-3-08 国際交流関係 大学独自の奨学金制度（令和6年度実績）		再掲
	・入学科、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-05 大学院博士後期課程社会人学生に係る入学科免除実施要項		
	4-2-5-06 大学院博士後期課程社会人学生授業料免除要項		
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-07 授業料等の額並びに徴収方法等規則		
	4-2-3-09 室蘭工業大学国際交流会館及び外国人留学生宿舍運用規程		再掲
	4-2-3-10 留学生宿舍入居状況（令和6年度）		再掲
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし
【改善を要する事項】 ・該当なし

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

 : 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 入学者受入方針（学部、選抜方法を含む）		
	5-1-1-02 入学者受入方針（学部、編入学）		
	5-1-1-03 入学者受入方針（大学院）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・該当なし			
【改善を要する事項】			
・該当なし			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	1-3-2-06 大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議規則	第2条～第5条	再掲
	1-3-2-04 入学試験委員会規則	第2条～第4条	再掲
	5-2-1-01 入学試験組織規則	第3条～第12条	
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-02 R7一般選抜（前期・前期夜間主）		
	5-2-1-03 R7一般選抜（後期・後期夜間）		
	5-2-1-04 R7総合型選抜Ⅰ・Ⅱ・夜間主・社会人		
	5-2-1-05 R7私費外国人留学生選抜		
	5-2-1-06 R7学校推薦型選抜		
	5-2-1-07 R7編入学試験（推薦）		
	5-2-1-08 R7編入学試験（一般）		
	5-2-1-09 R7編入学試験（一般2次）		
	5-2-1-10 R7編入学試験（マレーシアツイニングプログラム）		
	5-2-1-11 R7MC 一般・留学生（国内）		
	5-2-1-12 R7MC 一般・留学生（国内）（2次）		
	5-2-1-13 R7MC 推薦・高専		
	5-2-1-14 R6MC 留学生（10月国外出願）		
	5-2-1-15 R7DC 一般・社会人・留学生（国内）		
	5-2-1-16 R7DC 外国人留学生入試（国外出願2次）		
	5-2-1-17 R7DC 外国人留学生入試（国外出願10月1次）		
	5-2-1-18 R7DC CS×専門プログラム入試		
	5-2-1-19 R6DC CSC-MuroranIT奨学金入試		
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-02 R7一般選抜（前期・前期夜間主）	p. 31-34	再掲
	5-2-1-04 R7総合型選抜Ⅰ・Ⅱ・夜間主・社会人	p. 6	再掲
	5-2-1-05 R7私費外国人留学生選抜	p. 1	再掲
	5-2-1-07 R7編入学試験（推薦）	p. 5	再掲
	5-2-1-08 R7編入学試験（一般）	p. 8	再掲
	5-2-1-09 R7編入学試験（一般2次）	p. 8	再掲
	5-2-1-10 R7編入学試験（マレーシアツイニングプログラム）	p. 3	再掲
	5-2-1-11 R7MC 一般・留学生（国内）	p. 14	再掲

	5-2-1-12 R7MC 一般・留学生（国内）（2次）	p. 15	再掲
	5-2-1-13 R7MC 推薦・高専	p. 5	再掲
	5-2-1-14 R6MC 留学生（10月国外出願）	p. 2	再掲
	5-2-1-15 R7DC 一般・社会人・留学生（国内）	p. 6	再掲
	5-2-1-16 R7DC 外国人留学生入試（国外出願2次）	p. 2	再掲
	5-2-1-17 R7DC 外国人留学生入試（国外出願10月1次）	p. 2	再掲
	5-2-1-18 R7DC CS×専門プログラム入試	p. 4	再掲
	5-2-1-19 R6DC CSC-MuroranIT奨学金入試	p. 2	再掲
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
	5-2-1-20 令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの利用教科科目について(予告)		
【分析項目5－2－2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	5-2-1-21 令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト及び個別学力検査等の配点について(予告)		
	5-2-1-22 令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト及び個別学力検査等の配点について(予告)資料の訂正について		
	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	1-3-2-04 入学試験委員会規則	第2条	再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-01 令和6年度入学者に関するデータ		
	5-2-2-02 令和7年度入学者選抜 総合型選抜（昼間コース）における女子枠の創設について（予告）		
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 【分析項目5－2－1】 帰国子女・中国引揚者等子女選抜、企業推薦型選抜、編入学（推薦）（夜間主）、編入学（一般）（夜間主）、編入学（一般2次）（夜間主）、MC社会人選抜については、志願者なしにより未実施のため実施要項を作成していない。 ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし	5-2-2-03 令和7年度総合型選抜（昼間コース）における女子枠の設置について		
	【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす		
	【優れた成果が確認できる取組】		
	【改善を要する事項】 ・該当なし		

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式2		
	・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-01 博士後期課程入学定員充足率確認資料（令和元～令和5年度）		
	2-3-1-01 博士後期課程工学専攻長等会議資料（令和6年度）		再掲
	2-3-1-02 博士後期課程工学専攻長等会議資料（令和7年度）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目5-3-1】 大学院博士後期課程工学研究科工学専攻においてはここ数年、入学定員充足率を大幅に超える状況になっている。理由としては、文部科学省が行う「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」により各大学において優秀な留学生を獲得する仕組みの構築が求められている中で、本学は令和2年度において「民間企業との包括連携を活用したPBL型AI教育プログラム」が採択を受けた他、本学は、中国国家留学基金管理委员会（CSC）と協定を締結しており、同委員会からの奨学金を受給する優秀な中国人留学生を確保する取組を行っており、この2つの取組により入学した留学生の数が近年多いことが、入学定員を超過した主な原因となっている。 現状、このように定員を超過した状況であるが、博士後期課程工学専攻長等会議において定期的にモニタリングすることとしている他、本学は大学院設置基準上の教員数を超える教員数を配置しており、同専攻における教育の質は引き続き維持できていると考えている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組5-3-A】 本学では、博士後期課程担当教員の資格基準を定めており、年2回、工学専攻内における会議において新たな担当教員の候補者の選考を経て、大学院博士後期課程工学専攻長等会議において担当を決定する仕組みとしており、質が保証された指導体制の構築を組織的に行っている。 令和7年5月1日現在の研究指導教員及び研究指導補助教員数は109名（内指導補助12名）となっており、基準数12名に対して約9倍の指導体制となっている。	5-3-A-01 大学院博士後期課程担当教員の資格基準について		
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式1		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし			
【改善を要する事項】 ・該当なし			

領域6 基準の判断 総括表

室蘭工業大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	理工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり。								国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）
02	工学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組6－5－A】 本学では、学士課程在籍時に認定を受けた特定の学生に対し、学士修士一貫教育プログラムという教育プログラムを実施している。本プログラムでは、学士課程3年次後期から修士課程に渡る3年6か月の期間をつなげて活用し、より高度な能力をもつ修了生の育成を目指している。 学士修士一貫教育プログラムの学生に対する支援の一つとして、海外において研究発表等を行う学生に、本学の基金である「研究等支援等事業基金」から渡航費を支援する「学士修士一貫教育プログラム部門 海外派遣支援制度」を構築している。 R4～6年度については、学部生の支援実績はないが、H29年度～令和元年度には3名の学部生に海外渡航費を支援した。	6-5-5-(00) 国内学生海外派遣実績		
	6-5-5-(00)-01 学士修士一貫教育プログラム部門 海外派遣支援制度について【R6改正】		
	6-5-5-(00)-02 学士修士一貫生・海外渡航人数一覧（R4-R6）		
	6-5-A-(00)-01 研究等支援事業基金要項		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1-(00) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2-(00) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
【特記事項】			
① 上記の別紙様式について補足がある場合には、当該分析項目の番号を明示した上で400字以内で記述すること。			
[分析項目6-8-1] 理工学部における標準修業年限×1.5年内卒業率が90%を下回っており、改善に向けた取組として、令和4年度から開始した第4期中期目標・計画において「多様な選抜方法で入学してきた学生に対して、学修の範囲を自身の専攻分野だけではなく関連の深い隣接領域へ広げる際に重要となる低学年次の理数基礎科目について、学生の能力に応じて、その理解を補うカスタムメイド型学力向上支援システムを導入・運用する。」計画を策定し、令和5年度に「物理」に関するリメディアル教育を開始し、令和7年度には「数学」のリメディアル教育を開始している。また、令和7年度から入試分析及び初年次等教育を担当する学長補佐を置き、卒業率向上に向けた取組を実行する体制を構築している。			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(02)-01_大学院工学研究科（博士前期課程）の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-(02)-02_大学院工学研究科（博士後期課程）の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）		
	6-1-1-(02)-03_博士前期課程_各コースの概要		
	6-1-1-(02)-04_博士後期課程_各コースの概要		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-1-1】 学位授与方針により、学生が教育課程の終了時点で獲得することが期待される能力の具体的内容とその程度を1）～3）に掲げ、具体内容の説明を付している。学位授与方針が学生の学習の目標となり（根拠資料：6-1-1-(02)-03_博士前期課程_各コースの概要、6-1-1-(02)-04_博士後期課程_各コースの概要）、教育課程の編成・実施方針の策定を制約している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・策定された教育課程方針		
	6-2-1-(02)-01 大学院工学研究科（博士前期課程）の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
	6-2-1-(02)-02 大学院工学研究科（博士後期課程）の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-2-1-(02)-01 大学院工学研究科（博士前期課程）の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-(02)-01 大学院工学研究科（博士前期課程）の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
	6-2-1-(02)-02 大学院工学研究科（博士後期課程）の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）		再掲
	6-1-1-(02)-02 大学院工学研究科（博士後期課程）の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(02)-01 大学院工学研究科規則		
	6-3-1-(02)-02 大学院履修要項（教育課程表）	p.24-66, p.80-81	
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(02)-03 大学院履修要項（ナンバリング）	p.21-23	
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	1-3-1-02 室蘭工業大学学則	第13条	再掲
	1-3-1-03 大学院学則	第37条	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-(02)-01 大学院工学研究科シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	6-3-3-(02)-01 第1年次に入学した学生の既修得単位等の認定等に関する規則		
	6-3-1-(02)-01 大学院工学研究科規則	第5条、第6条	再掲
	6-3-3-(02)-02 大学院履修要項（学士修士一貫教育プログラム）	p.16-17	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-1-(02)-01 大学院工学研究科規則	第3条	再掲
	1-3-1-03 大学院学則	第23条の2第1項	再掲
	6-3-4-(02)-01 研究指導の基本方針		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-02 研究指導計画書（博士前期課程）		
	6-3-4-(02)-03 研究指導計画書（博士後期課程）		

	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-04 イノベーションチャレンジ及びDC英語プレゼンテーション旅行代支援に関する取扱要項		
	6-3-4-(02)-05 令和6年度研究奨励費について		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-06 シラバス【イノベーションチャレンジ】		
	6-3-4-(02)-07 イノベーションチャレンジ実施状況		
	6-3-4-(02)-08 室蘭工業大学における大学院学生の研究指導の委託及び受託に関する規則		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-09 研究倫理教育研修の実施について		
	6-3-4-(02)-10 研究倫理教育研修の実施状況		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-11 室蘭工業大学ティーチング・アシスタント取扱要項		
	6-3-4-(02)-12 リサーチ・アシスタント取扱要項		
【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	2-5-5-05 T・A採用授業科目・時間数一覧（令和6年度）		再掲
	6-3-4-(02)-13 RA採用人数（R2-R6）		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-3-4】 大学院生の研究指導委託については、室蘭工業大学における大学院学生の研究指導の委託及び受託に関する規則（根拠資料：6-3-4-(02)-08）に基づき実施しているところである。R6年度においては実績がなかったが、R3-4年度に1件、R5年度に1件の研究指導委託があった。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-3-A】 本学では、学士課程在籍時に認定を受けた特定の学生に対し、学士修士一貫教育プログラムという教育プログラムを実施している。本プログラムでは、根拠資料の修学イメージのように体系的に学士課程3年次後期から修士課程に渡る3年6か月の期間をつなげて活用し、より高度な能力をもつ修生の育成を目指している。 また、本プログラムの取り組みの一つとして、研究室配属を半年早めると同時に学士課程における修士課程の授業の先取り履修が可能となっており、合格した授業科目については、修士課程入学時に単位認定される。先取り履修により時間的な余裕を設け、地域の産業界と連携して相棒型地域PBLという特徴的な教育を実施している。	6-3-3-(02)-02 大学院履修要項（学士修士一貫教育プログラム）		再掲
	6-3-A-(02)-01 室蘭工業大学学部生の大学院授業科目の履修に関する規則		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-(02)-01_大学院学年暦（令和7年度）		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等）		
	6-4-1-(02)-01_大学院学年暦（令和7年度）		再掲
	6-4-2-(02)-01_大学院時間割（令和7年度）		
	・シラバス		
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-2-(02)-01_大学院工学研究科シラバス		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料		
	6-3-2-(02)-01_大学院工学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-4-3-(02)-01_シラバス点検要領		
	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4-(02)_教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	6-3-2-(02)-01_大学院工学研究科シラバス		再掲
	・CAP制に関する規定		

【分析項目6-4-6】 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
	6-3-1-(02)-01 大学院工学研究科規則 6-4-6-(02)-01 R6履修計画	第4条	再掲
【分析項目6-4-7】 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
【分析項目6-4-8】 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
【分析項目6-4-9】 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1-(02) 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2-(02) 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3-(02) 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	6-5-3-(02)-01 ドクコン実施要領（令和6年度）		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(02)-02 インターンシップ実施要項（令和6年度）		
	6-5-3-(02)-03 インターンシップ担当教員一覧（令和6年度）		
	6-5-3-(02)-04 インターンシップ実施結果（令和6年度）		
	6-3-4-(02)-06 シラバス【イノベーションチャレンジ】		再掲
	6-3-4-(02)-07 イノベーションチャレンジ実施状況		再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4-(00) 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	4-2-3-04 外国人留学生チューターマニュアル		再掲
	6-5-4-(02)-01 外国人留学生チューター制度体制図		
	4-2-3-05 外国人留学生チューター配置状況（2025年度）		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-3-2-(02)-01 大学院工学研究科シラバス		再掲
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-01 障がい者支援に係る全学的支援体制図		再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-(02)-02 留学生の日本語授業について（2025年度）		
	6-5-4-(02)-03 日本語クラス時間割（2025年度）		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	4-2-3-05 外国人留学生チューター配置状況（2025年度）		再掲

	6-5-4-(02)-04 長期履修学生制度利用申請		
	4-2-1-13 修学支援申請一覧（令和6年度）		再掲
【分析項目6－5－5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6－5－5）		
	6-5-5-(00) 国内学生海外派遣実績		
	6-5-5-(00)-01 学士修士一貫教育プログラム部門 海外派遣支援制度について【R6改正】		
	6-5-5-(00)-02 学士修士一貫生・海外渡航人数一覧（R4-R6）		
	6-5-5-(02)-03 イノベーション科目実施状況		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【活動取組6－5－A】 本学では、学士課程在籍時に認定を受けた特定の学生に対し、学士修士一貫教育プログラムという教育プログラムを実施している。本プログラムでは、学士課程3年次後期から修士課程に渡る3年6か月の期間をつなげて活用し、より高度な能力をもつ修士の育成を目指している。 学士修士一貫教育プログラムの学生に対する支援の一つとして、海外において研究発表等を行う学生に、本学の基金である「研究等支援等事業基金」から渡航費を支援する「学士修士一貫教育プログラム部門 海外派遣支援制度」を構築している。 令和5年度には4名の大学院生に海外渡航費を支援した。	6-5-5-(00) 国内学生海外派遣実績		再掲
	6-5-5-(00)-01 学士修士一貫教育プログラム部門 海外派遣支援制度について【R6改正】		再掲
	6-5-5-(00)-02 学士修士一貫生・海外渡航人数一覧（R4-R6）		再掲
	6-5-A-(00)-01 研究等支援事業基金要項		
	6-5-A-(02)-02 教育・研究振興会決算報告書（令和5年度）		
【活動取組6－5－B】 他大学との単位互換について ・北見工業大学との単位互換制度：毎年度、各大学から単位互換授業を提供し、履修学生を募集している。令和6年度は、室蘭工業大学提供科目に1名の他大学学生が履修したが、北見工業大学提供科目の本学履修学生は0名であった。（根拠資料：6-5-B-(02)-01_北見工業大学単位互換受入状況(令和6年度)） ・スーパー連携大学院コンソーシアムの参画：毎年度、スーパー連携大学院プログラムの開講科目として、参加大学から単位互換授業を提供しているほか、スーパー連携大学院プログラム固有のPBL科目を設定し、受講生を募集している。令和6年度は、室蘭工業大学から2名の博士前期課程学生が受講生となり、プログラムに参加している。また、室蘭工業大学提供科目に4名の他大学学生が履修した。（根拠資料：6-5-B-(02)-02 スーパー連携大学院派遣状況(令和6年度)、6-5-B-(02)-03 スーパー連携大学院受入状況(令和6年度)） ・北海道大学との単位互換制度：毎年度、各大学から単位互換授業を提供し、履修学生を募集している。令和6年度は、室蘭工業大学提供科目に3名の他大学学生が履修したが、北海道大学提供科目の本学履修学生は0名であった。（6-5-B-(02)-04 fキューブ受入状況(令和6年度)）	6-5-B-(02)-01 北見工業大学単位互換受入状況(令和6年度)		
	6-5-B-(02)-02 スーパー連携大学院派遣状況(令和6年度)		
	6-5-B-(02)-03 スーパー連携大学院受入状況(令和6年度)		
	6-5-B-(02)-04 fキューブ受入状況(令和6年度)		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-(02)-01 大学院工学研究科規則	第11条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	6-6-1-(02)-01 室蘭工業大学大学院における学習成果の評価の方針		
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	6-6-2-(02)-01 大学院履修要項（成績評価基準について）	p.9-10, 96-97	
	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(02)-01 令和7年度第1回教育システム委員会成績分布確認		
	6-6-3-(02)-02 令和7年度第2回大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議成績分布確認		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(02)-01 令和7年度第1回教育システム委員会成績分布確認		再掲
	6-6-3-(02)-03 令和7年度第1回教育システム委員会主な質疑・意見等		
	6-6-3-(02)-02 令和7年度第2回大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議成績分布確認		再掲
	6-6-3-(02)-04 令和7年度第2回大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議議事要旨及び発言記録		
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-3-(02)-05 大学院履修要項（GPA）	p.9-10	
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(02)-01 大学院履修要項（成績評価申し立て）	p.10	
	・申し立ての内容及びその対応、申し立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(02)-02 学生からの成績評価に対する申し立て制度		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(02)-03 学生の成績評価における根拠資料の保存に関する方針		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-6-4】 令和6年度における成績に対する異議申し立て件数は、0件であった。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-6-A】 本学では、学生全体の学業成績のレベルアップを図ることを主な目的として、学業及び人物ともに優れている学生を表彰するという、優秀学生奨励金制度があり、優秀学生の選定方法として、GPAを利用している。	6-6-A-(02)-01 室蘭工業大学優秀学生奨励金要項		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 該当なし			
【改善を要する事項】 該当なし			

基準6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－7－1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-03 大学院学則	第25条、第26条	再掲
	6-3-1-(02)-01 大学院工学研究科規則	別表第1、別表第2、別表第3、別表第4	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-03 大学院学則	第25条、第26条	再掲
	6-7-1-(02)-01 学位規則	第12条	
	1-3-2-02 大学院工学研究科委員会規則	第3条、第9条	再掲
[分析項目6－7－2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	6-7-1-(02)-01 学位規則	第4条、第6条、第8条、第9条、第10条、第12条	再掲
	6-7-2-(02)-01 学位審査取扱細則		
	6-7-2-(02)-02 学位論文審査の取扱い及び審査基準に関する申合せ	3 審査について	
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-03 大学院学則	第25条、第26条	再掲
	6-7-1-(02)-01 学位規則	第12条	再掲
[分析項目6－7－3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	1-3-2-02 大学院工学研究科委員会規則	第3条、第9条	再掲
	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-7-3-(02)-01 大学院履修要項（修了要件）		
	6-7-3-(02)-02 大学院履修要項（その他関連規則）	p. 95	
	6-7-3-(02)-03 学位論文審査基準等について		

【分析項目6－7－4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	6-7-4-(02)-01 令和6年度第2回大学院工学研究科委員会博士前期課程分科会発言記録		
	6-7-4-(02)-02 令和6年度第2回大学院工学研究科委員会博士後期課程分科会発言記録		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-7-1-(02)-01 学位規則	第4条、第6条、第8条、第9条、第10条、第12条	再掲
	6-7-2-(02)-01 学位審査取扱細則		再掲
	6-7-2-(02)-02 学位論文審査の取扱い及び審査基準に関する申合せ	3 審査について	再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-7-1-(02)-01 学位規則	第7条	再掲
	6-7-2-(02)-01 学位審査取扱細則	第6条、第7条、第15条、第16条	再掲
【分析項目6－7－5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	1-3-2-02 大学院工学研究科委員会規則	第3条、第9条	再掲
	1-3-2-07 教授会等の審議事項に関する申し合わせ	第7条	再掲
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
・該当なし			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
・該当なし			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
該当なし			
【改善を要する事項】			
該当なし			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1-(00) 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	・資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-(02)-01 教育職員免許状一括申請（R6）	大学院生は5名が取得。	
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(02)-02 学会賞受賞者一覧R6		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。） 6-8-2-(00) 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0108/0108-2G01-02-01.html	博士前期課程	
	https://portraits.niad.ac.jp/faculty/graduation-employment/0108/0108-4G01-02-01.html	博士後期課程	
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 3-3-2-05 広報誌蘭岳第149号	p. 8	再掲
	6-8-2-(02)-01 大学案内	p. 5～p. 8	
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-(02)-01 修了予定者アンケート調査結果（R6年度）		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-(02)-01 令和6年度卒業生アンケート結果報告書		
	3-3-2-05 広報誌蘭岳第149号	p. 8	再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-(02)-01 令和6年度企業アンケート結果報告書		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料 3-3-2 教育の国際化を推進する組織一覧		再掲
	6-5-5-(00)-01 学士修士一貫教育プログラム部門 海外派遣支援制度について【R6改正】		再掲
	6-5-5-(00)-02 学士修士一貫生・海外渡航人数一覧（R4-R6）		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-8-1] 大学院博士後期課程については、学生の割合の多くを占める留学生がR3年度入学時に新型コロナウイルス感染症の影響で入国ができず、休学を選択する学生が多かったことが、標準修業年限内の修了率が低くなったことの一つの要因となっている。			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6－8－A】 大学院においては、標準集修業年限内の修了率を上げるため、以下の取り組みを実施している。 ・博士前期課程における中間発表会の実施 博士前期課程においては、修士論文の発表のみならず、中間発表会も実施・公開し、その後各専攻コース教員による会議により議論を行うなど、研究の進捗状況を把握し、必要に応じて研究指導計画の見直しを行う。 ・博士後期課程における研究指導報告制度の実施 学生が標準修業年限により学位を取得することができるよう研究の進捗状況を把握し、必要に応じて研究指導計画の見直しを行い、研究指導方針の明確化を図る。報告があった内容は、博士後期課程専攻長等会議に付議し、研究の進捗状況を確認する。	6-3-4-(02)-01 研究指導の基本方針		再掲
	6-3-4-(02)-02 研究指導計画書（博士前期課程）		再掲
	6-3-4-(02)-03 研究指導計画書（博士後期課程）		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・卒業予定者や卒業生に対するアンケート、授業評価アンケートなど、学習成果を検証するための取組を積極的に行っている。			
【改善を要する事項】 該当なし			